

令和5年5月 農業委員会議事録

開催日：令和5年5月25日（木）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 5月25日 (木)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 任 小 島 拓 也

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第5号議案 越谷市農政審議会委員の選出について
- 第6号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況
その他事務の公表の決定について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時40分

9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。まだ定刻には時間がありますが、全員おそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。どうもご苦労さまです。

今日は24度くらいの過ごしやすい陽気で、今の時期の温度らしいのですが、先日30度近くまでいったり、十四、五度しかならなかったり、温度変化が激しく、つい風邪ぎみになったり、体調を崩す人が多いのかなと思います。

今日のニュースで、また中国でコロナがはやってきたというニュースを聞きましたけれども、日本は5類になって、マスクを外して歩いている方も見られるようになりました。完全になくなったわけではないので、人の多いところではマスクはしていたほうがいいのかと、そんな気がしております。

天気予報で6月からの3か月予報で、暑さは例年並みか、やや暑く、雨量は平年並みということをしていましたが、先日、新方地区で田植えをしていたら、土砂降りになってしまい、次の日、水落としをしていたら、もっとすごい雨になりまして、うちへ帰ってきたら、ニュースに越谷市も出ましたけれども、春日部市やさいたま市で大雨が降った映像が流れていました。長期予報でも、雨量は平年並みであつても、地域的にそういうゲリラ豪雨が頻繁に起こりそうということでございます。

水害が出ないのを祈っておりますが、いずれどこかで、先日のような雨が続けて降られると、すぐに水害になってしまいますので、こればかりは気をつけようがないので、どうしようもないのですが。

それと、日本全国あちこちで今地震が起きていますので、物が倒れて落ちてこないようなことぐらいしか対処できませんが、備えが必要

局 長

と思います。これから暑いさなか、農地パトロールなどまた始まりますので、健康に十分気をつけていただいて、ぜひご協力をお願いいたします。話まとまりませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

出席状況ですが、本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から10番の田口委員、14番の三ツ木委員を指名いたします。よろしくお願いします。

統 括 主 幹

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2,280平方メートルです。通作距離は0.08キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5万2平方メートルです。通作距離は0.7キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5万2平方メートルです。通作距離は0.7キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番については推進委員11番の豊田委員、2番及び3番については推進委員2番の神田委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について、豊田委員よりお願いいたします。
1 1 番推進委員 (豊田委員)		1 番の件について補足説明します。
		5月17日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		2番及び3番について、神田委員よりお願いいたします。
2 番推進委員 (神田委員)		2 番、3 番の件について補足説明します。
		5月17日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
		続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（住宅）です。転用理由といたしまして、このたび申請地を相続することになりましたが、申請地には現在住んでいる住宅の排水管が埋設されており、今も使用しております。地目が田及び畑であり、引き続き住宅の排水設備として使用管理するための申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、瀬尾委員よりお願いいたします、

1番委員

1番の件についてご説明いたします。

（瀬尾委員）

5月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅の敷地拡張であります。南側の既存宅地部分との境界を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置するため、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内にある賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地の近隣には小学校もあり、実家にも近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（倉庫）です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和55年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。昨今の新型コロナウイルス等により物流事業が増大し、広い倉庫の確保が急務となり、土地を探していました。申請地はアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

なお、令和4年5月26日付で敷地拡張（倉庫）として農用地区域から除かれています。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外にある賃貸住宅に夫婦で居住してお

りますが、手狭となり、戸建て住宅を建築したいと思い、土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、将来、子育ての支援や両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（住宅）です。転用理由といたしまして、現在譲受人が居住する住宅敷地内には駐車スペースがなく、土地を探していたところ、隣接する土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（住宅）です。転用理由といたしまして、現在譲受人が居住する住宅敷地内には駐車スペースがなく、土地を探していたところ、隣接する土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和58年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送業を営む法人です。業績が順調に推移し、現在使用している駐車場が手狭になり、取引先の車両の駐車スペースや荷さばき場がなく、近隣に迷惑をかけてしまうことがあり、土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は資材置場・駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成24年に市内に本店を置き、主に空調換気設備の設計施工を営む法人です。現在借用している資材置場・駐車場の土地所有者から退去を求められていることから、土地を探していたところ、申請地の土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について吉田委員、3番について瀬尾委員、4番及び5番について坂巻委員、6番について荻島職務代理よりお願いいたします。7番については私が説明いたします。

9 番 委 員
(吉田委員)

それでは、1番及び2番について、吉田委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、2番の件について説明いたします。同じく5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は敷地拡張です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

3番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

3番の件についてご説明いたします。

5月15日に現地確認をしております。申請地の現況は田で、一部畑、転用目的は住宅であります。農地と隣接する西側にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

3 番 委 員
(坂巻委員)

4番及び5番について、坂巻委員よりお願いいたします。

4番及び5番の件につきまして、関連がありますので、一括して説明いたします。

5月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は2件とも住宅の敷地拡張です。いずれも隣地との境界にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

1 1 番 委 員
(荻島委員)

6 番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

6 番の件について説明いたします。

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすことはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議よろしく願いします。

議 長

ありがとうございました。

7 番について、私から説明いたします。

7 番の件について説明いたします。5月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場・駐車場です。出入口部分を除き、周囲を金網フェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員
議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から13番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から13番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外にある賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、家族の将来のことを考え、戸建て住宅を建築したいと計画し、土地を探していたところ、申請地は近隣に小中学校や大型商業施設があり、妻の両親の住む住宅にも程近く、将来介護等を含め、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は親族の住む住宅にも近いことから、将来お互いに協力し合える最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の妻の母が所有する住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも近く、将来お互い協力し合える最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の高齢の両親の住宅及び妻の姉の住む住宅にも近く、将来お互いに協力し合えることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で、両親の住宅にも程近く、将来両親の介護を含め、お互いに協力し合えることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

		続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父の所有する土地を借り受けできる運びとなりました。また、申請地は両親の住宅にも近く、将来両親の介護を含め、お互い協力し合えることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。 以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、8番から9番については事務局、10番から13番については藤井委員よりお願いいたします。
事	務	それでは、8番及び9番について、事務局からお願いいたします。
局		8番の件について説明します。 5月11日に現地を事務局のほうで確認しております。申請地の現況は田です。転用目的は住宅になります。北側及び西側の出入口部分を除き、コンクリートブロックにて区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。以上、報告いたします。
		続いて9番ですけれども、こちらも5月11日に現地を事務局にて確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅となります。東側の出入口部分を除いて、コンクリートブロックにて区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。
議	長	以上、ご報告いたします。 ありがとうございました。
		10番から13番について、藤井委員よりお願いいたします。
2	番	それでは、報告させていただきます。10番から12番の件について、
委	員	

(藤井委員)		併せてご説明いたします。5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。 続きまして、13番の件についてご説明いたします。同じく5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側道路部分を除き、東側及び北側は宅地に接しており、西側は既存コンクリートブロックにて区画されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。 以上4件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員		なし。
議 長		質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議 長		挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
議 長		続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		このたび農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は法の本則から削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。 それでは、議案書の7ページ及び8ページを御覧ください。

議
全
議

長
員
長

第4号議案 農地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、2筆の合計面積は807平方メートル、再設定で期間は3年1か月と3年です。

2番、6筆の合計面積は1,268平方メートル、新規で期間は4年10か月です。

3番、3筆の合計面積は1,165平方メートル、新規で期間は4年10か月です。

4番、面積は59平方メートル、新規で期間は4年10か月です。

5番、面積は393平方メートル、新規で期間は4年10か月です。

6番、3筆の合計面積は2,242平方メートル、新規で期間は2年10か月です。

7番、面積は603平方メートル、新規で期間は2年10か月です。

本計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第5号議案 越谷市農政審議会委員の選出について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の9ページを御覧ください。

第5号議案 越谷市農政審議会委員の選出について説明いたします。本件につきましては、令和5年5月8日付で越谷市長から農業委

議長
議員
議長

全 員
議 長

議長

10番委員
(田口委員)

議長	議長
全議	員長
議	長

会長のほか、荻島職務代理、坂巻委員、宇田川委員、三ツ木委員の4名の委員を越谷市農政審議会委員に選出したいと存じますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

(休憩時刻：午前10時33分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

越谷市農政審議委員の選出について、ご意見はございませんか。

10番、田口委員。

農政審議委員の選出につきましては、会長一任でよろしいのではないかと考えます。いかがでしょうか。

会長一任との意見がありました、いかがでしょうか。

異議なし。

それでは、私から指名いたします。

会長のほか、荻島職務代理、坂巻委員、宇田川委員、三ツ木委員の4名の委員を越谷市農政審議会委員に選出したいと存じますが、ご異議ございませんか。

全 員 議	員 長	異議なし。 ご異議なしということでございますので、会長と職務代理、坂巻委員、宇田川委員、三ツ木委員の計５名を農政審議会委員に選出することに決定いたします。 続きまして、第６号議案 令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の10ページを御覧ください。 第６号議案 令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について説明します。 第６号議案別紙１ページ目を御覧ください。農業委員会の状況で農業委員会の体制及び農家・農地の概要となっております。 ２ページ目を御覧ください。新規集積面積は8.26ヘクタールで、目標に対する達成状況は101.08%でした。 ２ページ目及び３ページ目を御覧ください。既存遊休農地面積は0.7ヘクタールで、目標に対する達成状況は0.4%でした。 ３ページ目及び４ページ目を御覧ください。新規参入者への貸付面積は０ヘクタールで、目標に対する達成状況は０%でした。 ４ページ目及び５ページ目を御覧ください。最適化活動の活動目標は期待をやや下回る結果となりました。 事務の実施状況は、６ページ目のとおりとなっております。 事務局からは以上です。
議	長	ただいま事務局より説明いたしましたが、この件について質疑はございませんか。
全 員 議	員 長	なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の11ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の12ページ及び13ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、8件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページです。第3号報告 農地の改良に係る届出について、2件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

議 長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、6月26日月曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時40分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 5月25日

議 長

署名委員

署名委員